

# 香港への農林水産物・食品の輸出 に関するカントリーレポート

2024年3月  
香港輸出支援プラットフォーム

# 目次

---

<b>1. 香港の農林水産物・食品市場動向</b>	<b>.....2</b>
① 香港の輸入状況	..... 2
② マーケットの全体像	..... 6
③ 近年の傾向	
(ア) 外食産業推移	..... 9
(イ) 日本料理店の地位	.....10
(ウ) 品目別の動向	.....11
(エ) 商談人気品目	.....14
<b>2. 香港の農林水産物・食品規制（食品全般）</b>	<b>.....15</b>
① 品目別関連制度一覧	.....15
② 品目別法規則一覧	.....16
③ 特徴的な制度の紹介	.....17
④ 動植物検疫	.....19
⑤ ALPS処理水に伴う規制	.....20

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ① 香港の輸入状況

- 香港は人口は少ないものの、高い購買力、日本産品の高い知名度、関税や規制の少なさ等もあり、過去10年以上、日本からの農林水産物・食品の輸出先 1 位又は 2 位の国・地域となるなど、日本産品が多く輸出されている。

### 香港市場の特徴 (輸出上位となっている主な要因)

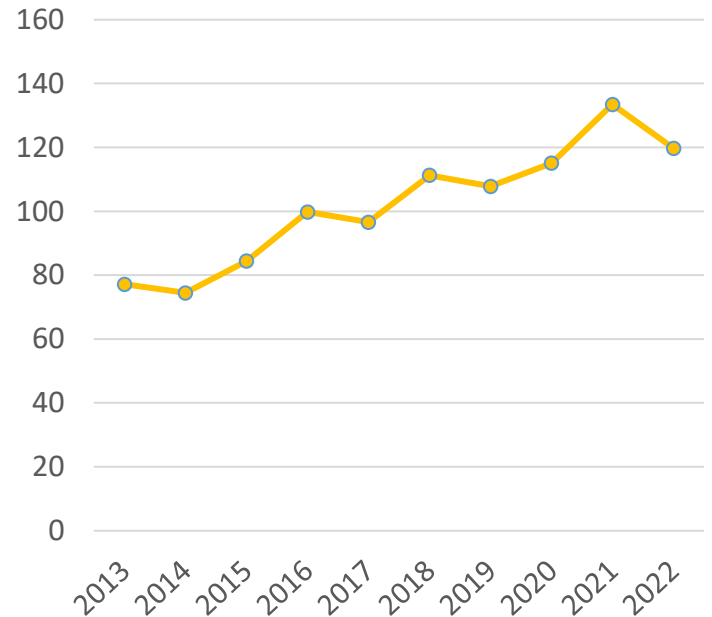
#### 【香港人が日本好き】

- ・日本との距離が近く、訪日者数（割合）も世界トップレベルで多い
- ・日系のみならず、現地系も含めて、日本食料理店、日本産品を中心に販売する小売店が多く存在する

#### 【輸入に対するハードルが低い】

- ・ほぼ全ての食品を輸入に依存しており、海外産品を受け入れる素地がある
- ・消費者の所得が高く、購買力が高い
- ・関税は基本フリーで、輸入規制等も比較的少ない

### 日本からの食品輸入額の推移 (アルコール飲料を含む食品：億香港ドル)



出所：香港統計局 Hong Kong External Merchandise Trade  
2023年12月8日現在

注：対象品目の定義が異なることから、日本からの輸出額とは一致しない  
(SITC 00-09,11)

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ① 香港の輸入状況

- 香港はほぼ全ての食品を輸入に依存している。
- 日本産の占める割合は増加しており、国別3位まで浮上しているものの、全体に占める割合はまだ7%程度。
- 2022年前半に再び厳しいコロナ規制措置が取られたこと等により、2022年は減少。

### 香港の国別食品輸入（アルコール飲料を含む食品）

（単位：億香港ドル）

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	円換算（億円）	前年比	構成比
1	中国	397.6	421.1	449.2	481.4	497.2	519.6	514.9	497.0	577.8	590.9	10,169.3	2.27%	29.22%
2	チリ	33.1	38.8	39.0	62.2	52.5	86.8	111.9	99.8	146.6	125.0	2,150.8	-14.77%	6.18%
3	日本	77.1	74.4	84.4	99.8	96.6	111.3	107.8	115.1	133.4	123.8	2,131.1	-7.20%	6.12%
4	米国	309.3	316.5	295.0	319.9	337.8	336.2	261.0	166.6	148.0	119.7	2,060.3	-19.11%	5.92%
5	タイ	68.6	78.7	82.7	83.8	79.0	89.4	100.6	122.6	125.6	99.2	1,707.7	-20.98%	4.91%
6	ブラジル	173.9	196.5	137.3	158.5	173.5	192.8	155.5	152.8	126.8	68.2	1,173.3	-46.24%	3.37%
7	オーストラリア	66.7	75.0	75.8	90.9	92.4	90.7	89.3	78.0	86.0	66.4	1,143.3	-22.77%	3.29%
8	フランス	55.1	53.7	53.0	56.2	62.7	69.5	62.3	55.0	62.9	43.9	754.8	-30.27%	2.17%
9	ベトナム	26.2	27.9	26.2	28.2	27.6	30.4	38.6	32.7	35.4	38.9	669.6	9.81%	1.92%
10	ニュージーランド	32.4	33.6	29.2	30.3	39.5	41.4	47.9	39.5	44.2	37.4	644.3	-15.26%	1.85%
	その他	562.2	670.5	588.6	604.7	609.6	599.4	541.1	481.6	509.6	435.0	7,485.8	-14.64%	21.51%
	合計	1,802.3	1,986.8	1,860.3	2,015.9	2,068.3	2,167.5	2,031.0	1,840.7	1,996.3	1,748.4	30,090.3	-12.42%	100%

注：対象品目の定義が異なることから、日本からの輸出額とは一致しない（SITC 00-09,11）  
日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

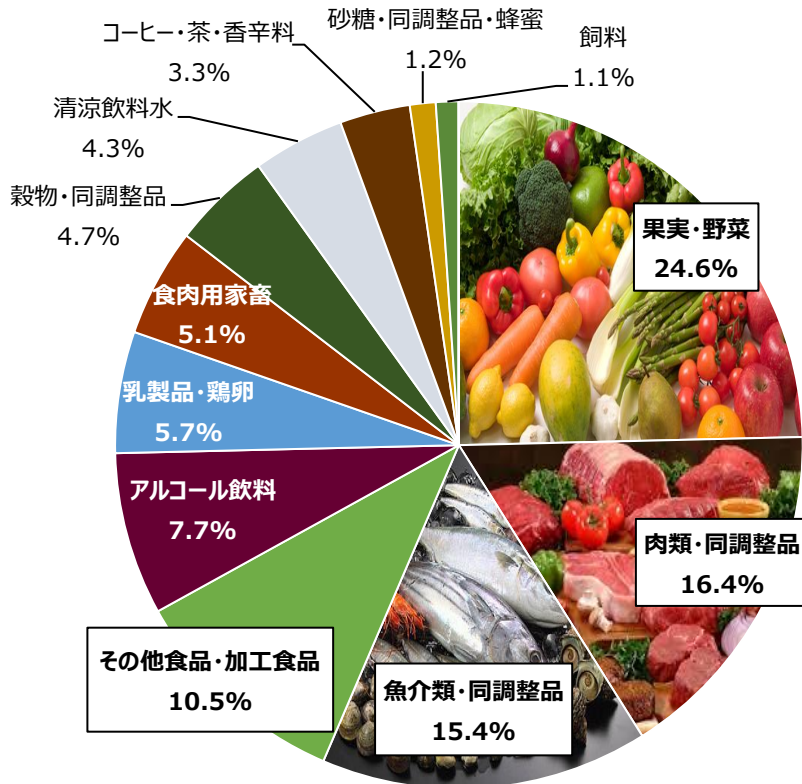
出所：香港統計局 Hong Kong External Merchandise Trade  
2024年2月現在

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

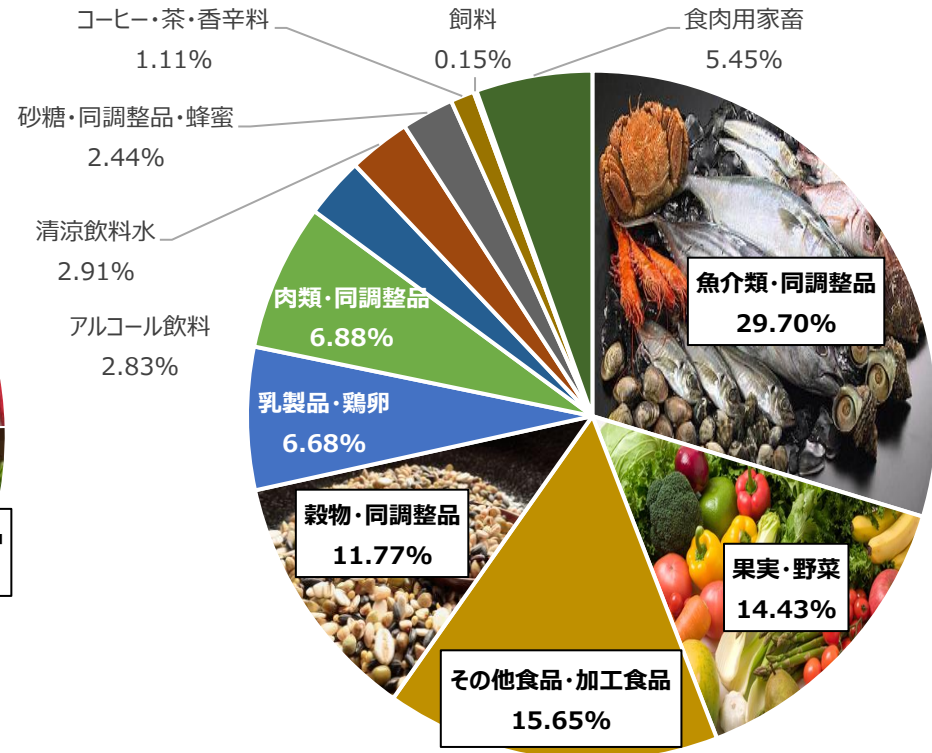
## ① 香港の輸入状況 (続き)

- 輸入額を品目別で見ると、果実・野菜、肉類、魚介類の順が多い。
- 日本からの輸入品目としては、魚介類や加工食品の割合が高い。

2022年 香港の輸入額構成比  
(アルコール飲料を含む食品)



うち、日本からの輸入額構成比  
(アルコール飲料を含む食品)



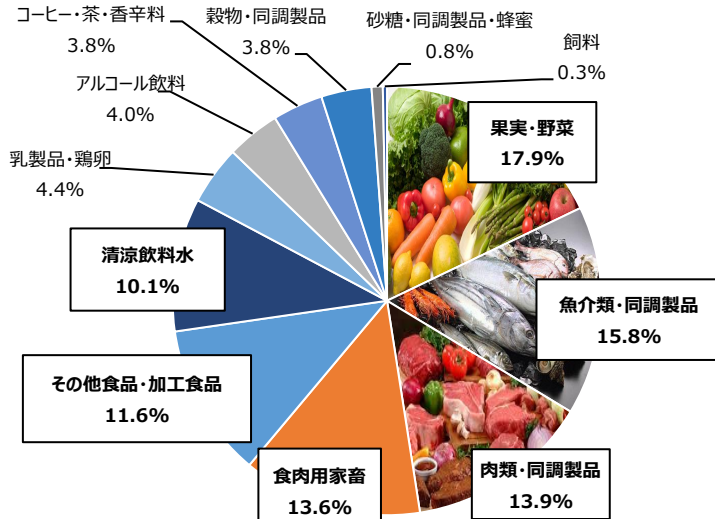
※2022年2月発表の速報値に基づく  
(SITC 00-09 +111,112)

出所：香港統計局 Hong Kong External Merchandise Trade  
2023年12月8日現在

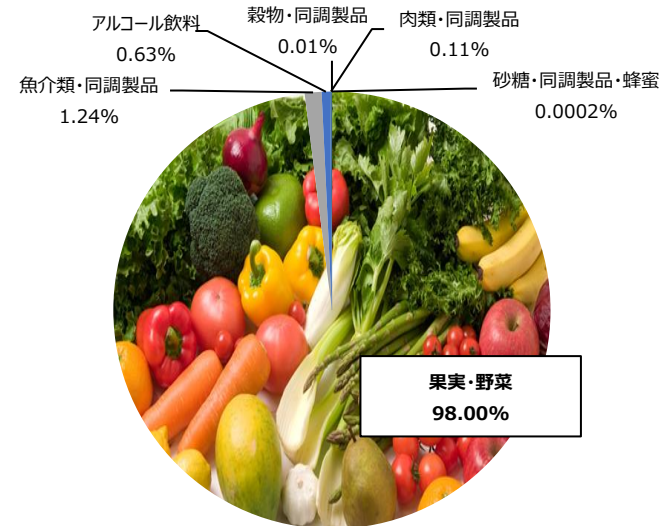
# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ① 香港の輸入状況 (参考：日本以外の上位国)

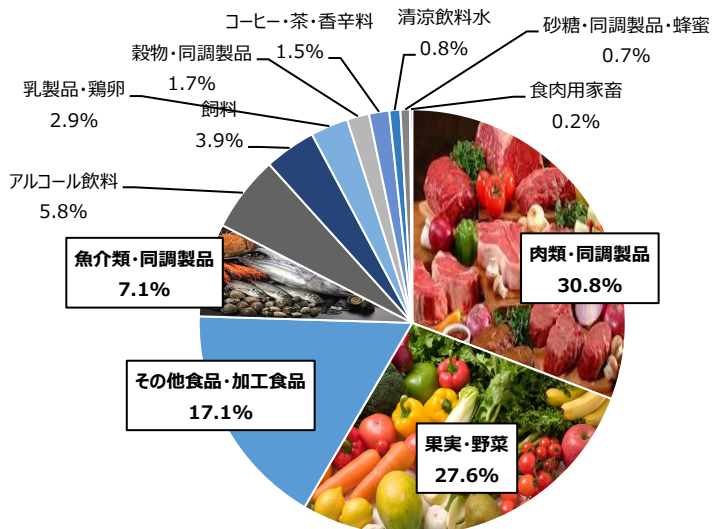
### 1位 中国 (590.9億香港ドル)



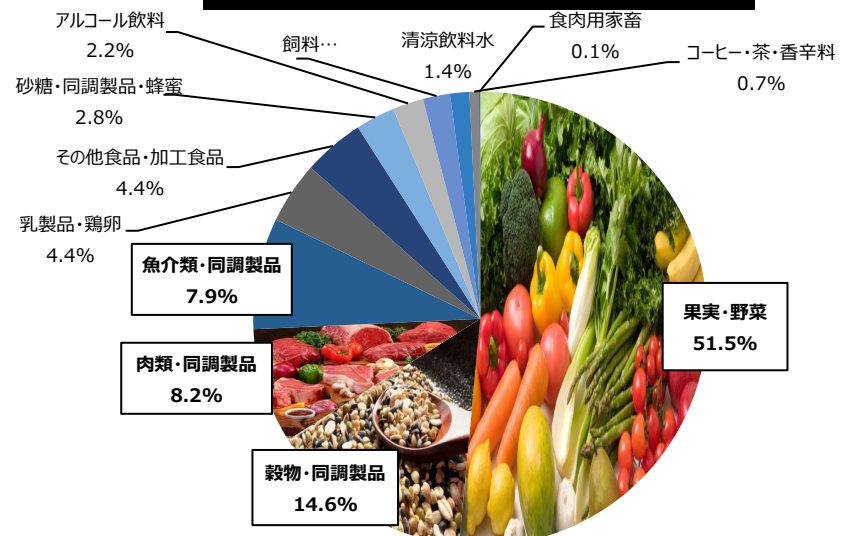
### 2位 チリ (125.0億香港ドル)



### 4位 米国 (119.7億香港ドル)



### 5位 タイ (99.2億香港ドル)



# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ② マーケットの全体像

- 香港の人口は日本の約17分の1、一方で1人当たりGDPは日本を上回る。
- 新型コロナウイルス感染拡大前は外食フードサービスの市場規模が店舗型の小売等を上回っていたが、新型コロナ禍で逆転。外食産業もレストラン規制の緩和とともに復調だったが、2022年前半は再びコロナ規制の影響で苦戦。（後述の③（ア）参照）

人口・経済発展状況等	人口	733万人	2022年（IMF WEO2023年4月）	市場規模 (2022年、 ユーロモニター)	生鮮食品	3,209百万ドル	ホットドリンク	520百万ドル
	実質GDP成長率	△3.5%	2022年（IMF WEO2023年4月）		調味料・レディーミール	669百万ドル	ビタミン・サプリメント	593百万ドル
	1人あたりのGDP (名目)	49,226ドル	2022年（IMF WEO2023年4月）		乳製品・代替品	782百万ドル	健康ウェルネス飲食品(*)	2,161百万ドル
	為替レート（1HKD）	17.21円	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 為替相場 2022年間平均（TTS）		主食	2,021百万ドル	外食フードサービス	10,531百万ドル
	日本の直接投資額	1,395億円	財務省 対外・対内直接投資フロー 令和4年（2022年）		アルコール飲料	2,565百万ドル	小売・流通業(**)	12,803百万ドル
	進出日系企業数	593社	外務省「海外進出日系企業拠点数調査」 (令和3年10月1日現在)		ソフトドリンク	2,374百万ドル	食品のEコマース(***)	613百万ドル
	在留邦人	2万3,166人	外務省「海外在留邦人数調査統計」 (令和4年10月1日現在)		※小売額。 ただし「アルコール飲料」「ソフトドリンク」はOn-tradeとOff-tradeの合計額			
	訪日外客数	26万9,285人	2022年暫定値、日本政府観光局 (JNTO)		*左記・上記カテゴリと重複			
	日本食レストラン数	1,400店	2022年、香港政府統計処		**店舗型、食料雑貨店に限る、税抜き			
					***「食品」と「飲料とたばこ」のEコマースの合計額			

【参考：日本】  
●人口：1億2,495万人  
(2022年10月推計値、総務省統計局「人口推移」)

●実質GDP成長率：1.2%（2022年度、前年度比、内閣府）

●1人あたりGDP(名目):3万3,822ドル  
(2022年、IMF WEO2023年4月)

参考：(日本)

- 生鮮食品：91,739百万ドル
- 調味料・レディーミール：41,291百万ドル
- 乳製品・代替品：22,054百万ドル
- 主食：83,914百万ドル
- アルコール飲料：71,221百万ドル
- ソフトドリンク：54,010百万ドル
- ホットドリンク：6,464百万ドル
- ビタミン・サプリメント：10,680百万ドル
- 健康ウェルネス飲食品(\*)：59,995百万ドル
- 外食フードサービス：140,818百万ドル
- 小売・流通業(\*\*)：291,926百万ドル
- 食品のEコマース(\*\*\*)：28,774百万ドル

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ② マーケットの全体像（続き）

- 日本からの輸出額の多い品目は真珠、アルコール飲料（日本酒等）、ホタテ貝（調整）、なまこ（調製）、牛肉
- 関税は基本的にフリーで輸入規制等も比較的少ない（制度詳細は後述の2①参照）。

<p>日本からの輸出状況 (2022年農林水産物・食品の輸出実績、農林水産省)</p>	<p>2位 2086億円 うち農産物1315億円(63.1%)、林産物16億円(0.8%)、水産物755億円(36.2%) 輸出額の多い品目：真珠、アルコール飲料（日本酒等）、ホタテ貝（調整）、なまこ（調製）、牛肉</p>
<p>味覚、嗜好上の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に甘味をおいしいと認識する傾向があり（ただし甘すぎるものは苦手）、甘味のない商品を好まない。また、酸味のあるものは苦手。</li> <li>・以前は宴会時を除き、食事の時の飲酒は一般的ではなかったが、現在はプライベートパーティーで日本酒も含めて、アルコールをある程度飲むようになった。</li> <li>・家庭でも外食時においても、米飯とおかずは基本的に分けられていることが多く、特に家庭においてはおかずを取って白飯の上ののせて食べる人が多い。</li> <li>・消費者は食に対する関心や知識が豊富で、それが嗜好に影響する傾向にある。</li> </ul>
<p>制度的制約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税：一部の商品にかかる物品税を除きフリー。</li> <li>・輸入規制：公衆衛生や安全管理に関わる事項に限られているが、食肉、家禽卵、コメ等の輸入には輸入ライセンスが必要であり、牛乳・乳飲料、冷凍菓子は事前許可を得なければならない。また、食肉（牛、豚、鶏）に関しては日本国内で許可された対香港食肉加工施設で、家禽卵と卵製品に関しては日本国内で許可された対香港輸出卵等取扱施設で処理されたもののみ輸入が可能で、食肉、家禽卵、卵製品、牛乳・乳飲料、冷凍菓子は輸出国の衛生証明書等の提出が求められる。水産物等も輸出国の衛生証明書等の提出が求められる場合がある。</li> <li>・食品栄養表示義務あり。</li> <li>・トレーサビリティ制度（食品安全法）施行。</li> <li>・残留農薬制度について、CODEX規格（国際食品規格）に準ずる法案が2012年6月に成立。2014年8月1日施行。</li> <li>・食品混入不純物（金属汚染物質含有量）規則について、34年ぶりの改正案が2018年6月に発表。2019年11月1日施行。</li> <li>・食品有害物質規則（部分水素添加油脂の食品への使用の禁止など）について、2021年7月に改正があった。部分水素添加油脂に係る改正点は2023年12月1日施行。</li> <li>・加工食品：アイスクリーム類については、2016年4月末より日本から香港に輸出するものに対して、厚生労働省と香港食物環境衛生署の間で衛生証明書の様式に合意した。</li> </ul> <p>&lt;原発関連規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【牛乳、乳飲料、粉乳、野菜、果物】福島県産：輸入停止。茨城県、栃木県、群馬県、千葉県産：放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書を要求。</li> <li>・【と畜または加工された食肉および家禽卵】上記5県産：放射性物質検査証明書を要求。</li> <li>・【加工食品】上記5県産：香港にて放射性物質サンプル抜き打ち検査。</li> <li>・【全ての食品】上記5県産を除く都道府県産：香港にて放射性物質サンプル抜き打ち検査。</li> <li>・ALPS処理水の放出に伴い、2023年8月24日以降、10都県の水産物の輸入を禁止（2⑤参照）</li> </ul>



# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ② マーケットの全体像（続き）

- 日本産食品は地元スーパーでも取り扱われるようになり、特に加工食品は全レベルのスーパーで取り扱われている
- 日本料理店のプレゼンスは引き続き高いが（後述③（ウ）参照）、Eコマースやデリバリーサービスも増えている

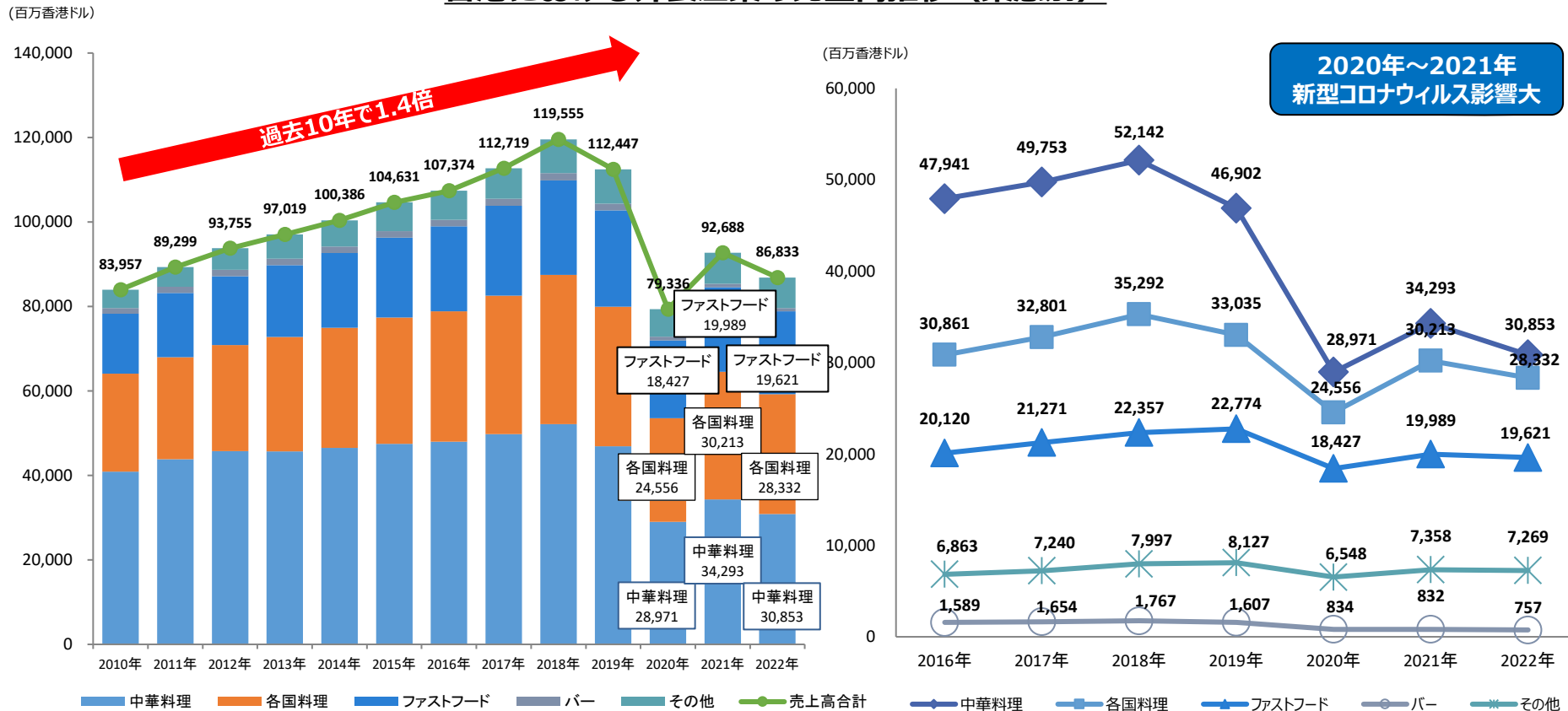
<p><b>商流・物流・商習慣</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品小売業（スーパーマーケット）は地元資本の2グループが7割以上を占める複占状態（Dairy FarmとA.S.Watson）。日本からの生鮮食品は日系スーパーマーケットでの取り扱いが圧倒的に多く、近年は地元系高級スーパーマーケットでも取り扱われているようになり、地元スーパーマーケットも少しは取り扱うようになった。加工食品は全レベルのスーパーマーケットにも取り扱われている。</li> <li>・新型コロナウイルスの影響により家庭内消費が増加したことから、ネット通販の利用者が増え、例えば①調味料、②鶏卵、③加工食品等、手軽に食べられる食品への人気が高まっている。また、高層住宅が多い住環境のため、宅配しやすく、軽くて壊れにくい包装容器（紙、プラスチック、ペットボトル）が好まれる。</li> <li>・食品の他国への物流中継拠点としての機能も持っている。</li> <li>・賞味期限は加工食品の場合は一般的に4カ月以上必要。</li> <li>・旧正月、中秋節に食品のギフトを贈る習慣がある（旧正月は主に水産乾物、フルーツ、箱詰菓子等。中秋節は主に月餅、フルーツ等）。</li> </ul>
<p><b>Eコマースの概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HKTV Mall他、新型コロナウイルスの影響により、売上が増加傾向にある。マーケットシェア1位のHKTV Mallでは、2022年は前年比で流通取引総額は26.1%増となった。</li> <li>・重い生活雑貨の他、高価な食材もECサイトを通じて購入するようになった。宅配以外にも、街中で輸送会社が運営管理するストレージロッカーが設置され、品物はロッカーからのピックアップが可能。</li> <li>・Eコマースへの参入はハードルが低いため、新規参入者が多い。</li> </ul>
<p><b>外食・小売等の状況</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国の料理宅配大手である美团（Meituan）が香港におけるデリバリーサービスKeeTaを2023年5月に開始。</li> <li>・自炊が増えた。また、高級食材を購入して、自宅で楽しむ傾向も増加。</li> <li>・Deliveroo, Foodpandaなどデリバリーサービスの利用がより増加した。レストランでも一部デリバリーサービスを始めたところがある。</li> </ul>
<p><b>日本食普及状況等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産食品は種類、量ともに豊富であり、成熟市場。</li> <li>・長期にわたる日本食ブームにより、引き続き日本料理（和食）は中華料理や西洋料理に準ずるプレゼンスがある。特にラーメン店や寿司チェーン店においては行列ができています。また日本の外食産業の香港への進出に関する問い合わせも多い。</li> <li>・中国本土からの旅行者（4,377万人/年、2019年）が香港経済を下支えしている部分もある。新型コロナウイルスの影響による往来制限により2020年の香港訪問旅客数は前年比93.6%減の356万8,875人、うち中国本土からは同93.8%減の270万6,398人だった。しかしながら、往来制限の撤廃により、2023年1-4月で香港訪問旅客数が730万7,007人に戻り、中国本土やアジアへのショーケース機能も再び高まることが期待されている。一方で、香港の消費者が深セン等に週末に行く「北上」が来港以上に回復しており、香港内の消費力が落ちている状況。</li> </ul>
<p><b>代表的な現地事業者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸：味珍味、フォーシーズグループ（四洲）、日健日本食品、新華日本食品、Zen Foods（日本食海外普及功労者表彰受賞者：受賞順）</li> <li>・小売：YATA（日本食普及の親善大使）</li> <li>※このほか、日本でも知名度のある大手スーパーとしてAPITA・UNY、AEON、City'Super、SOGO、DON DON DONKI等（五十音順）</li> </ul>

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ③ 近年の傾向 (ア) 外食産業推移

□ 過去10年で大きく増加していたものの、新型コロナの影響で2020年は大きく落ち込む。2021年は回復傾向。2022年前半に再度コロナ規制があり、2022年は減少。

### 香港における外食産業の売上高推移（業態別）



- 中華料理とは茶餐廳、飲茶、北京、四川、上海、菜食およびその他中華料理店が含まれる。
- 各国料理とは、和食、洋食、韓国料理、タイ料理、ベトナム料理、麺屋、粥屋ならびにその他レストランが含まれる。
- ファーストフードにはカフェテリア、軽食、フードコートが含まれる。
- バーにはバーや、ラウンジが含まれる。
- その他には喫茶店、ジューススタンド、スイーツ屋、テイクアウト専門店などが含まれる。

※2023年11月発表の確報値に基づく

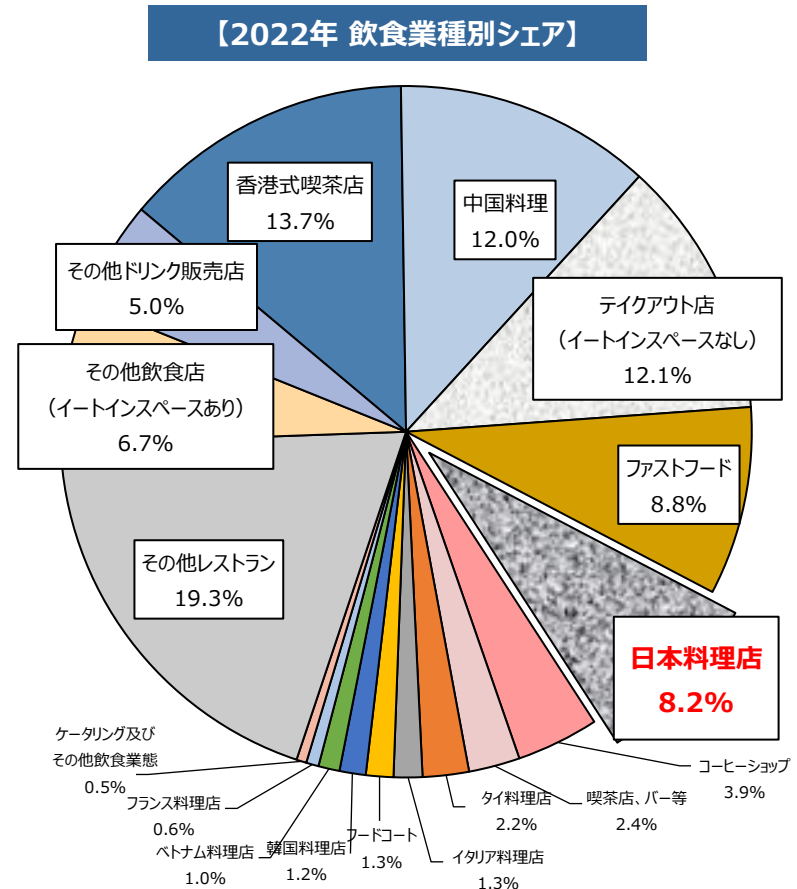
出所：香港統計局(2023年12月5日現在)  
 "Report on Quarterly Survey of Restaurant Receipts and Purchases"

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ③ 近年の傾向 (イ) 日本料理店の地位

- 日本料理店は中華を除く外国料理の中で最大のシェアを誇る。
- 2020年は新型コロナの影響で減少したものの、2021年以降は回復傾向。

飲食業種別	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	構成比	前年比
香港式喫茶店	2,510	2,530	2,330	2,270	2,340	13.7%	3.1%
中国料理	2,380	2,400	2,140	2,030	2,060	12.0%	1.5%
テイクアウト店 (イートインスペースなし)	1,860	1,950	1,850	1,950	2,070	12.1%	6.2%
ファストフード	1,600	1,530	1,440	1,460	1,510	8.8%	3.4%
<b>日本料理店</b>	<b>1,360</b>	<b>1,400</b>	<b>1,330</b>	<b>1,350</b>	<b>1,400</b>	<b>8.2%</b>	<b>3.7%</b>
コーヒーショップ	650	600	620	680	660	3.9%	-2.9%
喫茶店、バー等	450	590	480	390	410	2.4%	5.1%
タイ料理店	380	390	370	370	370	2.2%	0.0%
イタリア料理店	270	260	220	230	230	1.3%	0.0%
フードコート	260	230	200	210	220	1.3%	4.8%
韓国料理店	230	240	200	200	210	1.2%	5.0%
ベトナム料理店	190	200	180	170	170	1.0%	0.0%
フランス料理店	130	120	110	100	100	0.6%	0.0%
ケータリング及び その他飲食業態	80	90	90	90	80	0.5%	-11.1%
その他レストラン	3,290	3,460	3,240	3,220	3,310	19.3%	2.8%
その他飲食店 (イートインスペースあり)	1,350	1,340	1,240	1,200	1,140	6.7%	-5.0%
その他ドリンク販売店	760	780	770	800	860	5.0%	7.5%
合計	17,750	18,110	16,810	16,720	17,140	100.0%	2.5%



注：中国料理店とは広東、北京、四川、上海料理およびその他中華料理店を意味する。

出所：香港統計局(2023年4月14日現在)

"Number of establishments, persons engaged and vacancies (other than those in the civil service) analysed by industry sub-class"

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ③ 近年の傾向 (ウ) 品目別の動向

- コロナの中で、鶏卵、牛肉、果物など小売も含めて需要をつかんだものが大きく増加。
- 日本旅行の代替も兼ねて高級飲食店（おまかせ）などがブームとなり、アルコール飲料（日本酒）や鮮魚も輸出額を増やしたが、旅行解禁とともに減少傾向。

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1	真珠（天然・養殖） 113億円	真珠（天然・養殖） 124億円	真珠（天然・養殖） 178億円	真珠（天然・養殖） 251億円	真珠（天然・養殖） 242億円	真珠（天然・養殖） 269億円	真珠（天然・養殖） 290億円	真珠（天然・養殖） 285億円	なまこ（調製） 154億円	アルコール飲料 148億円	真珠（天然・養殖） 173億円
2	乾燥なまこ（調製） 93億円	乾燥なまこ（調製） 94億円	乾燥なまこ（調製） 101億円	乾燥なまこ（調製） 100億円	乾燥なまこ（調製） 86億円	なまこ（調製） 203億円	なまこ（調製） 198億円	なまこ（調製） 187億円	アルコール飲料 100億円	真珠（天然・養殖） 125億円	アルコール飲料 116億円
3	たばこ 48億円	たばこ 61億円	たばこ 59億円	たばこ 87億円	たばこ 82億円	たばこ 92億円	たばこ 109億円	たばこ 98億円	たばこ 79億円	なまこ（調製） 120億円	ホタテ貝（調製） 94億円
4	豚の皮 36億円	菓子（米菓を除く） 40億円	菓子（米菓を除く） 46億円	菓子（米菓を除く） 61億円	菓子（米菓を除く） 63億円	ホタテ貝（調製） 69億円	清涼飲料水 73億円	アルコール飲料 63億円	貝柱（調製品） 58億円	牛肉 76億円	なまこ（調製） 85億円
5	小麦粉 33億円	小麦粉 39億円	小麦粉 38億円	ホタテ貝（生・蔵・凍等） 41億円	貝柱（調製品） 47億円	菓子（米菓を除く） 56億円	ホタテ貝（調製） 67億円	菓子（米菓を除く） 59億円	牛肉 54億円	たばこ 75億円	牛肉 82億円
6	菓子（米菓を除く） 31億円	ホタテ貝（生・蔵・凍等） 36億円	ホタテ貝（生・蔵・凍等） 34億円	アルコール飲料 39億円	アルコール飲料 43億円	清涼飲料水 51億円	菓子（米菓を除く） 61億円	貝柱（調製品） 59億円	清涼飲料水 51億円	鶏卵 57億円	鶏卵 79億円
7	アルコール飲料 26億円	豚の皮 34億円	アルコール飲料 31億円	小麦粉 39億円	牛肉 40億円	牛肉 48億円	貝柱（調製品） 61億円	清涼飲料水 56億円	菓子（米菓を除く） 50億円	清涼飲料水 56億円	清涼飲料水 60億円
8	貝柱（調製品） 25億円	アルコール飲料 28億円	清涼飲料水 27億円	清涼飲料水 32億円	ホタテ貝（生・蔵・凍等） 39億円	アルコール飲料 48億円	アルコール飲料 58億円	牛肉 51億円	真珠（天然・養殖） 46億円	菓子（米菓を除く） 48億円	りんご 49億円
9	清涼飲料水 21億円	清涼飲料水 23億円	練り製品（魚肉ソーセージ等） 23億円	播種用の種等 31億円	清涼飲料水 36億円	貝柱（調製品） 44億円	ホタテ貝 44億円	ホタテ貝（調製） 48億円	鶏卵 45億円	貝柱（調製品） 44億円	ホタテ貝 48億円
10	ホタテ貝 21億円	ソース混合調味料 21億円	ソース混合調味料 21億円	牛肉 30億円	小麦粉 35億円	ホタテ貝（生・蔵・凍等） 39億円	牛肉 41億円	りんご 37億円	ソース混合調味料 35億円	ホタテ貝 43億円	ソース混合調味料 43億円

※2022年「牛肉」の金額は加工品を含む金額（2021年以前は加工品を含まない）

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成 11

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ③ 近年の傾向 (ウ) 品目別の動向 (鶏卵)

- 米国、タイ、マレーシアを抜き、輸出額で2位に浮上。
- 鶏卵の日本からの輸入額は2018年からの5年間で4.7倍に増加。
- 新型コロナ禍で価格帯の近いタイ産の輸入が減少した中で輸出量を増やし、価格的にも許容可能ということで市場に定着しつつある状況。
- マーケットのニーズ（鮮度、安全性、価格）を捉え、取り扱い事業者が一気に拡大。

(単位：百万個、1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
中国	1,268	674,409	1,310	666,947	1,370	649,674	1,235	631,929	1,726	1,157,817	199.3	39.67%	83.22%	66.14%	54.69%
<b>日本</b>	<b>92</b>	<b>111,548</b>	<b>120</b>	<b>148,426</b>	<b>270</b>	<b>310,323</b>	<b>286</b>	<b>376,267</b>	<b>413</b>	<b>526,893</b>	<b>90.7</b>	<b>44.37%</b>	<b>40.03%</b>	<b>15.84%</b>	<b>24.89%</b>
米国	548	339,328	642	332,772	565	287,344	649	367,870	229	187,283	32.2	-64.75%	-49.09%	8.77%	8.85%
タイ	290	211,192	253	188,442	110	104,928	143	129,906	97	106,691	18.4	-32.04%	-17.87%	3.72%	5.04%
マレーシア	340	201,755	182	112,059	270	147,524	392	231,477	72	55,423	9.5	-81.57%	-76.06%	2.77%	2.62%
パキスタン	15	9,850	26	15,872	19	12,050	1	1,024	15	13,389	2.3	1025.00%	1207.52%	0.58%	0.63%
ポーランド	3.1	2,058	34	20,638	39	22,660	30	19,185	16	13,182	2.3	-47.90%	-31.29%	0.60%	0.62%
シンガポール	8	9,141	11	12,680	13	14,123	12	13,583	11	12,500	2.2	-10.09%	-7.97%	0.43%	0.59%
オーストラリア	3	7,451	3	8,641	3	9,458	3	9,370	6	12,029	2.1	86.58%	28.38%	0.23%	0.57%
ドイツ	1	365	1	1,641	8	5,832	33	22,163	15	11,450	2.0	-56.65%	-48.34%	0.56%	0.54%
<b>全体</b>	<b>2,613</b>	<b>1,621,730</b>	<b>2,766</b>	<b>1,625,252</b>	<b>2,765</b>	<b>1,647,037</b>	<b>2,798</b>	<b>1,831,313</b>	<b>2,609</b>	<b>2,116,967</b>	<b>364.3</b>	<b>-6.77%</b>	<b>15.60%</b>	<b>100%</b>	<b>100%</b>

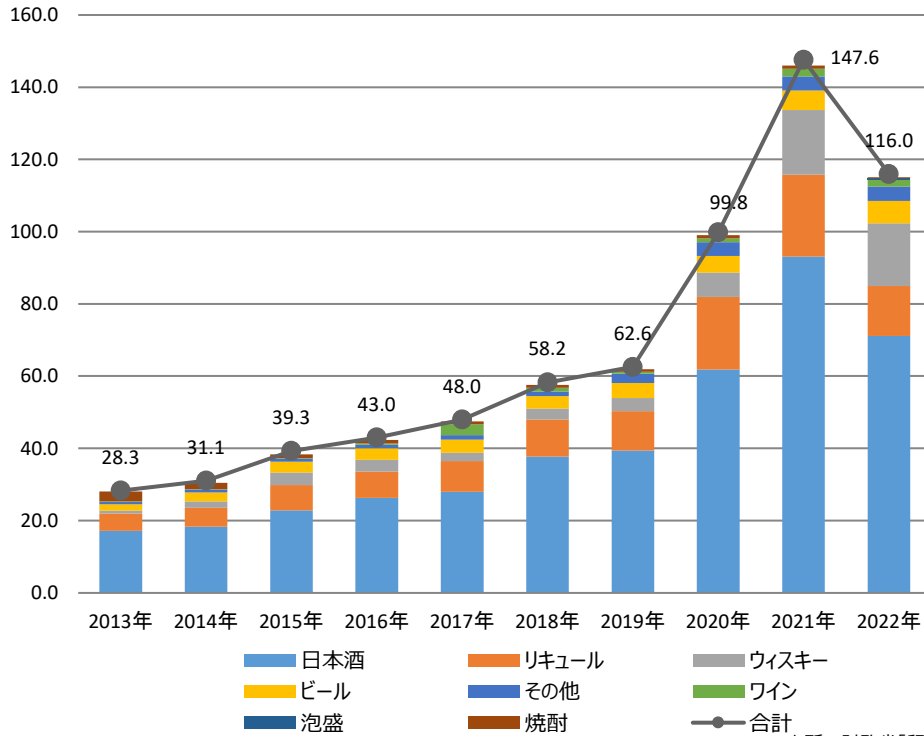
出所：香港統計局  
 HS04072100 - EGGS OF FOWLS OF THE SPECIES GALLUS DOMESTICUS, IN SHELL, FRESH(殻付きの鶏の卵、生鮮に限る)  
 日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

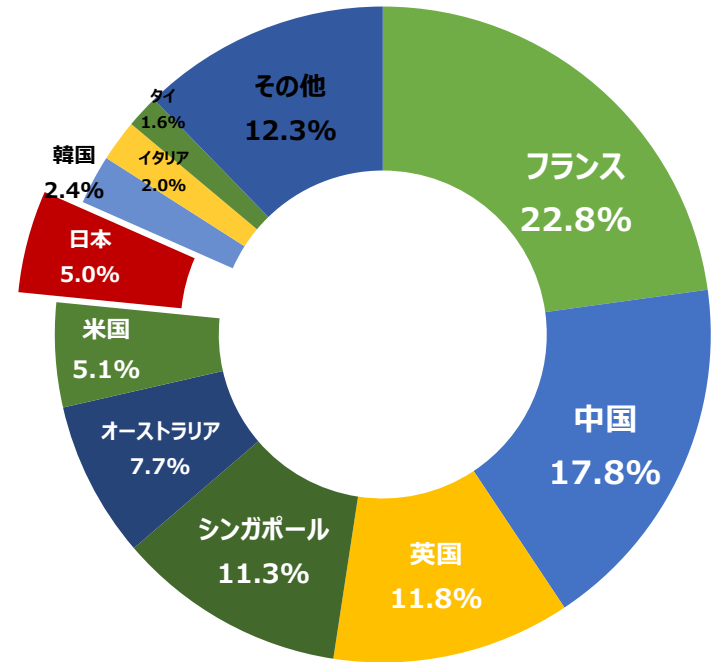
## ③ 近年の傾向 (ウ) 品目別の動向 (アルコール飲料)

- 日本酒を中心としたアルコール飲料の輸出額はコロナの最中に大きく増加。
- 一方で、香港におけるアルコール飲料輸入の6割以上をワインが占めており、国別で見ると日本のシェアはまだ5%。

日本から香港への輸出推移 (金額ベース)



2022年国別割合 (金額ベース)



出所：財務省「貿易統計」を基にジェトロ作成 (2023年12月8日現在)

出所：香港統計局 "Hong Kong External Merchandise Trade" (2023年12月8日)

注1：ワインは、スパークリングワインも含む。 注2：リキュールは、コーディアル、梅酒ならびに果実酒を含む。  
 注3：発酵酒は、発酵酒（例えばりご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物を意味する。

# 1. 香港の農林水産物・食品市場動向

## ③ 近年の傾向 (工) 商談人気品目

- ジェットロの常時募集スキームサンプルショールームにおいて特に人気が高かったのは鶏卵、和牛、水産物・水産加工品、米、加工食品、日本酒等。
- このほか、ケージフリー、SDGs、健康志向食品など、ESGへの要望が高まってきている。(ESG：環境・社会・ガバナンス)



写真：常時募集スキーム「サンプルショールーム」の様子

## 2022年度サンプルショールームの実績

品目別成約見込み額トップ5	
1	鶏卵
2	牛肉
3	水産物・水加工品
4	米・包装米飯
5	加工食品

品目別商談数トップ3	
1	加工食品
2	水産物・水産加工品
3	日本酒等の酒類

## 2. 香港の農林水産物・食品規制（食品全般）

### ① 品目別関連制度一覧

	米	野菜	果実	①牛乳・乳飲料 ②粉乳	③冷凍デザート	食肉					水産物		その他	
						牛	豚	鶏	加工された食肉	家禽卵	加工品※2	水産物※3	加工品	加工食品
10都県限定	福島	不可	不可	不可	可	県内で生産、と畜又は加工された食肉※1及び家禽類の卵					可	不可※4		可
	茨城、栃木、群馬、千葉	放射線量が国際基準の制限値を超えていないことを証明する「証明書」及び「輸出事業者証明書」の添付で輸入可				放射線物質検査証明書要								
	宮城、埼玉、東京、長野、新潟	可	可	可		可	可	可	可	可				
日本側注意事項	添加物規制有	—	—	工場・製造工程に関する情報提供 (②粉乳は不要)		取扱施設登録	取扱施設登録	取扱施設登録	取扱施設登録	取扱施設登録	添加物規制有	—	添加物規制有	添加物規制有
香港側注意事項 (専門ライセンス・事前許可など)	輸入ライセンス、事前許可必要	—	—	商品登録必要 (②粉乳は不要)		商品登録、事前許可必要	商品登録、事前許可必要	商品登録、事前許可必要	商品登録、事前許可必要	商品登録、事前許可必要	—	—	—	—
香港での販売ライセンス	不要	不要	不要	不要	要	要	要	要	要	不要	不要	要	不要	不要
特筆必要書類	法人別割当有	—	—	食品衛生証明書 (公的機関などより取得) (②粉乳は不要)		検疫証明書(農林水産省動物検疫所より取得)					—	食品衛生証明書(公的機関などより取得)	—	—
	—	—	—			—	—	—	—	—	—		—	—

- 平成24年9月より、香港政府は福島県、群馬県、茨城県、栃木県及び千葉県で(1)生産・加工された食肉及び家禽卵、(2)水産物(活、生鮮冷蔵、冷凍)に対し、日本の当局が発行する放射性物質検査証明書の提出を求めている。(水産加工品や干しナマコ、干しアワビ等の乾燥品は証明書の添付不要)
- 平成30年7月24日より香港政府は茨城、栃木、群馬、千葉の4県産食品の輸入規制見直し措置を公示。野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳を放射線量が国際基準の制限値を超えていないことを証明する「証明書」及び「輸出事業者証明書」の添付すれば輸入可能とした。
- ※1 「加工された食肉」とは、単に切断、薄切り等にし形状だけ変化させたもの。食肉を原料とする加工品は含まない。(防腐処理や加熱処理されていないソーセージ、ハムはここに含まれる。)
- ※2 「加工品」とは、食肉を原料とする加工品。(ソーセージ、ハム、ハンバーグ等)
- ※3 「水産品」とは活、生鮮冷蔵、冷凍水産品であり、加工品は含まない。
- ※4 2023年8月24日以降、10都県の1)水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべて水産物)、2.)海塩、3.)海藻(加工品を含む)について、輸入禁止

出典:農林水産省 平成24年3月27日 23生畜第2797号 「香港向けに輸入される食肉及び家禽卵に関する証明書の発行について」  
水産庁 平成23年11月11日 23水漁第980号 「香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について」  
"参考:食肉安全中心 [http://www.cfs.gov.hk/english/import/import\\_ifc.html](http://www.cfs.gov.hk/english/import/import_ifc.html)"  
\*\*「ジェットロビジネス短信」香港政府、茨城など4県産食品の輸入規制見直し措置を公示(2018年7月23日) "  
ALPS処理水の海洋放出に伴い規制を強化した国・地域に関する情報(2023年10月16日)  
(2024年2月現在)



## 2. 香港の農林水産物・食品規制（食品全般）

### ② 品目別法規則一覧

	米	野菜	果実	牛乳・乳飲料・クリーム ・冷凍菓子	食肉						水産物		その他加工食品
					牛	豚	鶏	家禽卵	ハム・ソーセージ	食肉加工品	水産物	水産加工品	
【共通】 FEHB 245 食品輸入業者・食品卸売業者の登録 Application for Registration as Food Importer/Food Distributor													
FEHB 94 食品事業ライセンス Application for Food Business Licence (※ 加熱を施す場合必要)													
必要なライセンス・登録等	TRA 187 及び TID 143 (輸入ライセンス Form 3) 及び (米在庫保有者登録申請)  Import Licence Form 3 (TRA 187) & Application for Registration as a Stockholder of Rice	—	—	FEHB 290 (牛乳・乳飲料・クリーム・冷凍菓子 輸入許可)  未加工牛乳の場合は FEHB292  Application for Import Permission for Milk and Milk Beverages/Cream/Frozen Confections	FEHB 284 (食肉輸入ライセンス)  Application For Licence to Import Frozen/Chilled Meat or Poultry	FEHB 295 (家禽卵の輸入許可)  Application for Importation of Eggs	FEHB 284 (食品事業ライセンス)  加熱した場合は不要  Application For Licence to Import Frozen/Chilled Meat or Poultry	—	—	—	—	—	
関連法規													
輸出入	輸出入条例 (Import and Export Ordinance, Cap. 60) & 食品安全条例 (Food Safety Ordinance (Cap. 612))												
検閲	公衆衛生及び市政条例 (Public Health and Municipal Services Ordinance(Cap.132V))												
栄養成分表示について	食品および薬品（成分および表示）に関する条例 (Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations (Cap. 132W))	—	—	食品および薬品（成分および表示）に関する条例 (Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations (Cap. 132W))	—	—	—	—	食品および薬品（成分および表示）に関する条例 (Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations (Cap. 132W))	—	食品および薬品（成分および表示）に関する条例 (Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations (Cap. 132W))	—	
保存料	食品用保存料規則 (Preservatives in Food Regulations (Cap.132BD))	—	—	食品用保存料規則 (Preservatives in Food Regulations (Cap.132BD))	—	—	—	—	食品用保存料規則 (Preservatives in Food Regulations (Cap.132BD))	—	食品用保存料規則 (Preservatives in Food Regulations (Cap.132BD))	—	
販売許可要件	—	—	—	食品企業規則 (Food Business Regulation (Cap.132X))	—	—	—	—	—	—	海生魚類（マーケティング）条例 (Marine Fish (Marketing) Ordinance (Cap. 291))	—	
その他	備蓄商品条例 (Reserved Commodities Ordinance (Cap.296))	—	—	ミルク規定 (Milk Regulations (Cap. 132AQ))	ジビエ、肉類及び家禽類と家禽卵の輸入規則 (Imported Game, Meat, Poultry and Eggs Regulations (Cap.132AK))			甘味料規則 & 着色料規則 (Sweeteners in Food Regulations & Colouring Matter in Food Regulations (Cap. 132, sections 55 and 143))	甘味料規則 & 着色料規則 (Sweeteners in Food Regulations & Colouring Matter in Food Regulations (Cap. 132, sections 55 and 143))	—	甘味料規則 & 着色料規則 (Sweeteners in Food Regulations & Colouring Matter in Food Regulations (Cap. 132, sections 55 and 143))	甘味料規則 & 着色料規則 (Sweeteners in Food Regulations & Colouring Matter in Food Regulations (Cap. 132, sections 55 and 143))	

\*「食品輸入業者・食品卸売業者の登録」は、事故の際に食品供給源をすばやく特定できるよう該当業者全てに登録が義務付けられている。

\*牛乳・乳飲料、冷凍菓子については、香港への輸入の際に香港食物環境衛生署（Food and Environmental Hygiene Department (FEHD))から事前許可を受けなくてはならない。

\*食品企業規則には、食肉、食肉加工品、牛乳、乳飲料などの販売要件・規制が定められている。

\*家禽卵の輸入規則には「完全に加熱された、もしくは家禽卵が材料の一部として使用された調査食品は含まれない。

## 2. 香港の農林水産物・食品規制（食品全般）

### ③ 特徴的な制度の紹介

#### 1. 表示関係

- 小売り向けに現地語または英語での成分表示・ラベル貼付が必要。  
賞味期限のみ、現地語と英語での併記が必要。
- 栄養成分表示（1 + 7）が義務化。
  - ・ 総カロリー、タンパク質、炭水化物、ナトリウム、糖質、総脂肪、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸
  - ・ 年間販売量が3万個未満の場合は免除※強調表示（「高カルシウム」「低糖」などを謳うもの）では適応外

#### 2. 食品添加物規制

- 甘味料、着色料、保存料等において、ポジティブリスト制を導入し、使用が認められている添加物のみ使用可。  
（ [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/07001637/tenka-hk.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001637/tenka-hk.pdf) ）
- 日本で使用可能な一部の添加物の使用が認められないケースあり。（例：紅麴）

## 2. 香港の農林水産物・食品規制（食品全般）

### ③ 特徴的な制度の紹介

#### 3. 水素添加油脂に係る改正点（2023年12月1日より施行）

物質	改正後の規制	現行の規制
トランス脂肪酸	部分水素添加油脂（PHO）を含む油脂の輸入禁止 PHOを含む食品の販売及び流通の禁止	なし
	水素添加油（例：完全水素添加油脂）を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油脂」と記載するか、原料の油名に「水素添加」と記載する必要	なし （参考：トランス脂肪酸の表示義務のみあり）

<参照 1 >

[トランス脂肪酸に関する各国・地域の規制状況：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

<参照 2：他国・地域の事例>

- シンガポール：2021年6月から製造、販売が禁止
- タイ：2019年1月から製造、販売が禁止
- 台湾：2018年7月からヨウ素価が4を超える部分水素化油脂は使用禁止

## 2. 香港の農林水産物・食品規制（食品全般）

### ④ 動植物検疫

- 動物検疫について制約はないが、認定施設で処理される必要（前述の2 ①参照）。
- 植物検疫についてもほとんどの品目で制約はない。

[香港 品目別検疫条件一覧表（貨物）：植物防疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

### 植物防疫所の品目別検疫条件一覧表 （主な分類と主な植物検疫条件のみ抜粋）

分類	主な植物検疫条件
果物	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
果菜類	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
葉菜類	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
根菜類	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
苗	香港が発給する輸入許可証の取得及び日本での輸出検査が必要です。
切り花	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
種子	日本での輸出検査が必要です。

## 2. 香港の農林水産物・食品規制（食品全般）

---

### ⑤ ALPS処理水放出に伴う規制

- 2023年8月24日、香港政府は、福島原発ALPS処理水放出に伴い10都県（東京都、福島県、千葉県、栃木県、茨城県、群馬県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県）の水産物輸入禁止措置開始を発表
- 2023年8月24日以降に収穫・製造・加工・パッキングされた水産物が対象となる。
- 水産物には活魚、冷凍、冷蔵、乾燥またはその他の方法で保存された水産物、海塩、未加工または加工された海藻を含む。
- また、東日本大震災後に発生した福島第1原発事故後の2011年3月に福島、千葉、栃木、茨城、群馬の5県産の一部食品に対する輸入規制は維持されている。

<参照>

- JETRO香港（日本語）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/08/7e54645ba409c630.html>

- 香港食安全中心 Q&A（中国語・英語）

[https://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme\\_rafs/programme\\_rafs\\_fc\\_01\\_30\\_Q&A\\_1.html](https://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme_rafs/programme_rafs_fc_01_30_Q&A_1.html)

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（JETRO）

香港事務所

電話番号：852-2526-4067

E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。